

株 主 各 位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号
株 式 会 社 ヴ ィ ン ク ス
代表取締役社長執行役員 吉 田 實

第24回定時株主総会決議ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第24回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第24期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。
- 決議事項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
なお、変更後の定款の内容は、後記のとおりであります。
- 第2号議案** 取締役8名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、取締役に吉田 實、瀧澤 隆、藤田俊哉、大西 誠、木元 覚、服巻俊哉、豊田浩一、岡嶋秀実の8氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第3号議案** 補欠監査役1名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に内藤達也氏が選任されました。
- 第4号議案** 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
本件は、原案どおり退任取締役下垣博美、谷川文雄、吉田裕および退任監査役生嶋滋実の4氏に対し、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議に一任することに承認可決されました。

第5号議案

取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり取締役の報酬額を年額350,000千円以内（うち社外取締役分50,000千円以内）に改定することに承認可決されました。

なお、取締役報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

以上

<ご参考>

変更後の定款の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条～第12条（条文省略）</p> <p>第13条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>2. 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めたとおりに従い<u>取締役社長または取締役副社長がこれにあたる。取締役社長および取締役副社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第14条～第19条（条文省略）</p> <p>第20条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. 取締役会の議長は、<u>取締役会においてあらかじめ定めたとおりに従い取締役社長または取締役副社長がこれにあたる。取締役社長および取締役副社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第21条～第42条（条文省略）</p>	<p>第1条～第12条（現行どおり）</p> <p>第13条（招集権者および議長） 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によりあらかじめ<u>取締役会において定めた取締役がこれを招集する。当該取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. 株主総会の議長は、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれにあたる。当該取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第14条～第19条（現行どおり）</p> <p>第20条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集する。当該取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. 取締役会の議長は、<u>あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれにあたる。当該取締役</u>に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>第21条～第42条（現行どおり）</p>

お知らせ

1. 期末配当金のお支払について

第24期期末配当金は、同封の「期末配当金領収証」により払渡期間内（平成25年6月24日から平成25年7月23日まで）にゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）にてお受け取りください。

なお、配当金の振込先をご指定の株主様には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封させていただきましたのでご確認ください。また、配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、配当金の支払の都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

2. 配当金のお振込扱いのご案内

安全・確実に配当金をお受け取りいただくために、個別銘柄指定方式、登録配当金受領口座方式、株式数比例配分方式のご利用をお勧めいたします。

<お手続きのお申出先・お問い合わせ先>

お取引証券会社へお問い合わせください。

以 上